

「暴力団排除のまち・神戸」

神戸市では、暴力団の排除の推進に関する条例を制定し、市民・事業者・市の協働により暴力団の排除に取り組んでいます。条例に基づき、暴力団排除の機運を高め、基本理念を確認するために暴力団の排除を宣言しています。

暴力団排除宣言

暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害するなど、安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在です。最近では、民事や企業・行政活動に介入するなど、その手口を多様化、巧妙化させており、私たちの日常の生活や企業活動に大きな不安と脅威を与えています。

神戸市民・事業者及び市役所は、このような暴力団の存在を認めず、断固として排除していくために、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例、兵庫県の暴力団排除条例の基本理念に則り、^{のつと}“暴力団排除のまち・神戸”として、

「暴力団を恐れないこと」

「暴力団に対して利益の供与をしないこと」

「暴力団を利用しないこと」

「暴力団事務所等の存在を許さず、かつ、暴力団の活動を防止すること」

を基本に、兵庫県や暴力団追放兵庫県民センター等の関係機関と連携を図りながら、団結・協働して、暴力団の排除を推進していくことを、ここに宣言します。

神戸市長 久元 喜造